

令和7年7月17日

なごや Mommy Care⁺

マミーケアプラス



名古屋市産後ケア事業 事業所説明会

名古屋市子ども青少年局子育て支援課

本日の内容

- 名古屋市産後ケア事業における令和7年度の変更点
- 業務内容
- 契約について

名古屋市産後ケア事業における 令和7年度の変更点

新制度での**利用は令和7年10月1日（水）**より開始

- ①利用要件の緩和及び利用期間の延長
- ②利用料の見直し
- ③多胎児加算の新設
- ④キャンセル料の新設
- ⑤申し込み方法の変更

利用要件の緩和及び利用期間の延長

区 分	拡充後（令和7年10月から）	拡充前（令和7年9月まで）
利用要件	産後ケアを必要とするすべての方 <u>新たに対象となる方</u> * 流産・死産の方 * 自治体の認定を受け里親として登録されている方	入院を要しない程度の体調不良があり、 育児不安があり、かつ、家族等から十分な援助が受けられない方
利用期間	出産後 1 年以内 * 宿泊、通所、訪問型を合算して7日まで	原則、出産後 4 か月間 * 宿泊、通所、訪問型を合算して7日まで ただし、訪問型は3日を限度とする

利用料の見直し

産後ケアを必要とするすべての者が利用しやすいよう、母親及び配偶者の合計所得730万円以上の階層区分を廃止します。

階層区分		利用料（1日あたり）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	母親及び配偶者が生活保護受給者または市民税非課税の方	0円	0円	0円
II	I 以外の方	3, 5 2 0 円	2, 3 6 0 円	1, 5 6 0 円

多胎児加算の新設

2人以上の多胎児とともに宿泊型または通所型の利用があった場合
(1日あたり)

7, 0 0 0円

キャンセル料の新設

予約日前日正午以降にキャンセルした場合は、事業者は以下の表のサービスに応じたキャンセル料を徴収することができます。

区分	宿泊型	通所型	訪問型
キャンセル料	3, 5 2 0 円	2, 3 6 0 円	1, 5 6 0 円

* キャンセル料は利用料の階層区分にかかわらず同額です。

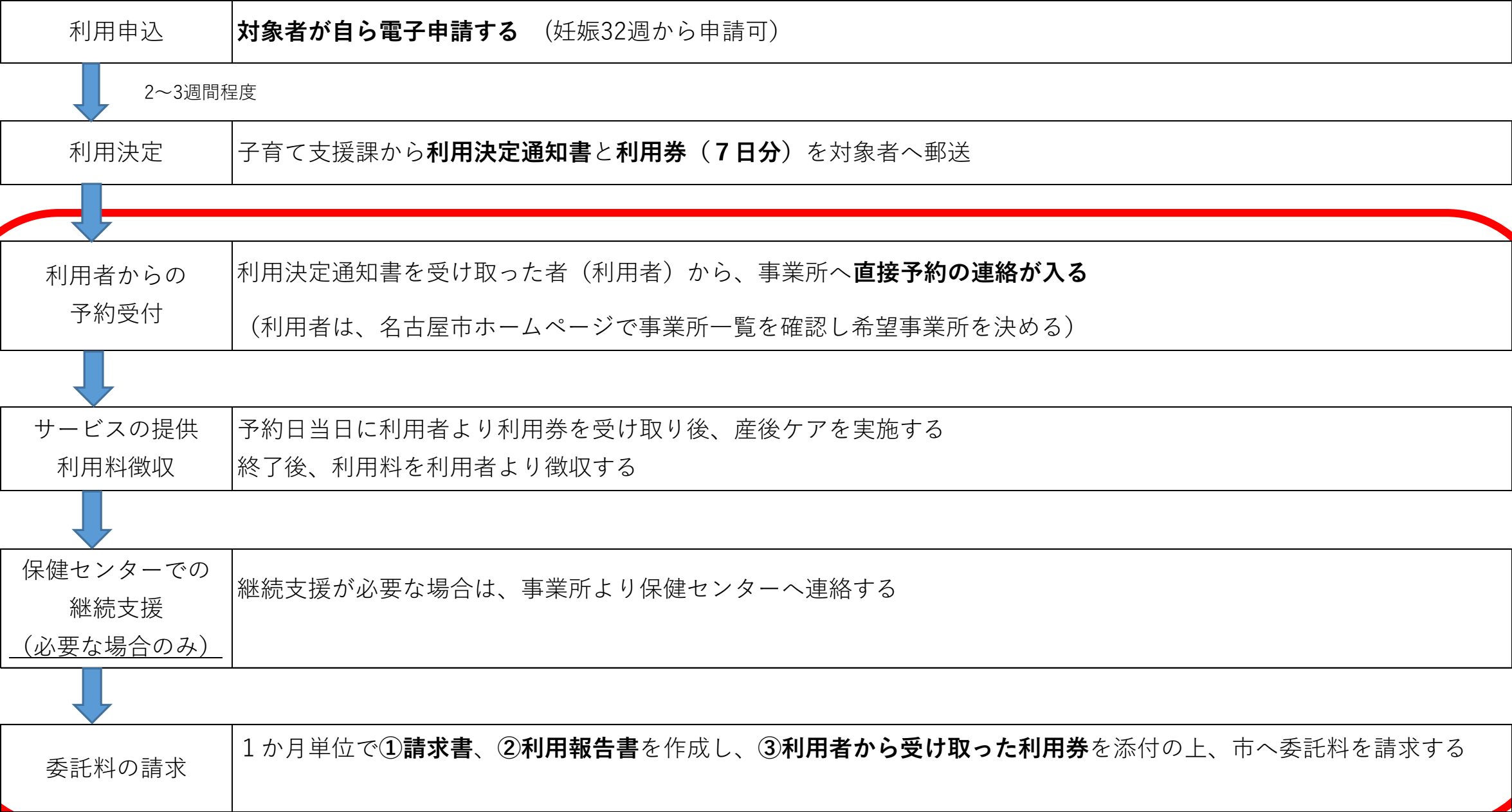
利用事業所への予約方法の変更

区 分	拡充後（令和7年10月利用分から）	拡充前（令和7年9月まで）
予約方法	利用券を受けとった利用希望者本人が直接、事業者へ連絡をして予約をする。 *利用は10月からですが、予約の連絡は9月より始まります。	保健センターが調整

* 予約方法の指定はありません。電話や予約フォームなど各事業所ごとにご検討いただき、事業所紹介ページに予約方法を記載してください。

業務内容

制度改正後の産後ケア事業利用申込から委託料の請求までの流れ



業務内容①～予約の受付～

利用希望者から事業所へ直接、連絡が入りますので予約の受付をしてください。

***キャンセル連絡の受付や日程変更などを含みます。その場合、市への連絡の必要はありません。**

産後ケア事業の利用を希望する方すべてが対象ですが、以下の場合を除きますのでご確認ください。

- 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している
- 母親に入院加療の必要がある
- 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師より産後ケア事業の利用が可能であると判断されている場合は受け入れをお願いします）

予約を受け付ける際の確認事項

- ・利用予定日に名古屋市に産婦の住所があること。
- ・出産後1年以内であること。
- ・「名古屋市産後ケア事業利用決定通知書」および「名古屋市産後ケア事業利用券」が手元にあり、上限回数（7回）を超過していないこと。
- ・希望する日程やサービス内容
- ・母子のいずれも感染性疾患に罹患していないこと
- ・乳児の月齢、疾患の有無（児に疾患がある場合は、医師により入院の必要はなく産後ケアの利用が可能と判断されていること）
- ・産婦の心身状況、アレルギーの有無等（母親に心身の不調や疾患がある場合は、医師により入院の必要はなく産後ケアの利用が可能と判断されていること）

予約を受け付ける際の説明事項

利用者へ来所時間、サービス提供内容、必要な持ち物等の説明を行うとともに、利用料およびキャンセル料についての説明もお願いします。

現行制度と新制度が重なる時期について

★令和7年9月について。

現行制度でのサービス実施と新制度での申込受付の開始が重なります。

7月

8月

9月

10月

現制度での利用

新制度での申し込み開始

新制度での利用開始

9月末までに利用する場合、今まで
通り保健センターから利用調整の
連絡が入ります。

利用券が送付される9月中旬頃から10月
以降の予約連絡が入りますので、予約受付
の際に「10月1日以降の利用ですか？」とご
確認ください。

業務内容②～サービス内容～

区分	サービス内容		利用日数
宿泊型	原則として、入所時間は10時、退所時間は退所日の16時とし、1泊2日につき4食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。	・産婦の身体的ケア ・産婦の心理的ケア ・乳房ケアや授乳の指導 ・乳児の体重や排泄、発育発達チェック、沐浴やスキンケアなどの指導 ・自宅での子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 ・育児相談 ・その他必要とする保健指導	1回の分娩につき、宿泊型、通所型、訪問型の利用日数を合算して7日まで
通所型	原則として、実施時間は9時から18時の間で6時間とし、1食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。		※流産、死産を経験した方は、訪問型を7日まで
訪問型	原則として、訪問時間は9時から18時までの間で90分程度とし、右欄に掲げるサービスを提供する。		※利用券の利用は、1日1枚まで

上記の実施時間を基本とし開始時間および終了時間については、利用者の希望を踏まえたうえで決定してください。

安全対策と事故の報告

サービスの実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について、各施設の状況に応じた具体的な対応計画や安全管理マニュアルを作成し十分に配慮してください。

- ・ 事故防止及び安全対策（安全のための環境整備など）
- ・ 児を預かる場合の留意点（定期的に目視等で呼吸状態の観察など）
- ・ 緊急時の対応体制
（救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成、災害発生時の対応体制など）
- ・ サービスを提供する担当者による虐待等と疑われる事案について確認した場合は、受託者は状況を正確に把握するとともに市へ速やかに報告・相談をしてください。

- ・ 重大事故発生時の対応

利用中の死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等、重大事案が発生した場合は、子育て支援課へ連絡するとともに書面での報告もお願いします。

業務内容③～継続支援の連絡～

区 分	拡充後（令和7年10月から）	拡充前（令和7年9月まで）
実施結果報告書の送付	育児不安が大きい、養育力の心配があるなど、継続支援が必要な利用者がいた場合には、利用者の居住区を管轄する保健センターへ連絡票を送付してください。 緊急対応が必要な場合は電話連絡も併せて行ってください。 <u>送付するもの</u> 「名古屋市産後ケア事業実施結果連絡票（実施要綱第23号様式）」	利用者すべてに対して、実施結果連絡票を作成して送付

* 利用申込みの電子申請の際に、産後ケア利用に関して市と事業所との情報共有をすることについて、産婦の同意を取っていますが、産後ケア利用終了時には、継続支援の目的および保健センターへ連絡について説明をお願いします。

養育状況の心配があるケースについて

保健センターが妊娠期または出産直後から継続支援をしているケースについて、事業所へ連絡が入る場合がありますので連携をお願いします。

例①産後ケアを実施するうえで参考となるように産婦の状況など、利用前に保健センターから事業所へ連絡が入る。

②利用時の状況の詳細を確認するために、利用後に保健センターから事業所へ連絡が入る。

委託料請求時の注意点

- ・ 請求のためには、名古屋市が発行する利用券が必要です。
利用者より回収した**利用券を請求書へ添付し郵送**にてお送りください。
- ・ 利用期限や利用可能日数を超えるもの、利用券の添付がないものは、市へ委託料の請求ができませんのでご注意ください。
(利用券の再発行はできません)

＊利用期限は、児が1歳の誕生日当日まで

＊利用可能日数は、宿泊型・通所型・訪問型を合算して7日間

送付するもの（1か月単位で）

①請求書（第24号様式） ②利用報告書（第25号様式） ③利用者から受け取った利用券

オプションの取り扱い

市が定める支援内容に加えて、オプションとしてのサービスを提供する場合は、サービスを**実施する前に内容や費用についてわかりやすく説明し、本人の同意が得られる場合に提供**をしてください。

- * 産婦の食事、施設の利用料及び光熱費、母子の寝具等は委託料に含まれます。
- * 乳児のおむつやミルク、哺乳瓶、離乳食、母子の衣類、衛生用品は利用者が用意するものとしませんが、利用者がオムツやミルクなどの必要物品を持参できない場合には、金額等の詳細を説明し利用者の同意が得られる場合に限り、利用者から実費徴収の上、事業所が準備することも可とします。
- * 市が定めるサービス内容以外を提供した場合は、その料金を徴収し、市の産後ケア事業利用料とは別の領収書を発行してください。

【オプションの例】

- ・ きょうだい児を受け入れるための料金（施設利用料、食事代）
- ・ 滞在期間に必要な乳児のオムツ、ミルク、離乳食、衛生用品などの提供
- ・ 母子の衣類やタオルなどのレンタル料や洗濯代
- ・ 骨盤ケアのための整体、リラクゼーションを目的としたアロマトリートメント等

産後ケア事業に関係のない商品等の紹介や勧誘・販売は
ご遠慮ください



契約について

すでに名古屋市との契約をしている事業者の場合

10月以降も産後ケア事業を実施するために、**契約の変更**が必要です。
必要書類を8月15日（金）までにご提出いただきますようお願いいたします。

郵送またはロゴフォームからの提出も可能です。

【申請フォーム】 <https://logoform.jp/f/0apLC>



制度改正後の意向	提出書類
(1)制度改正後も、当初の申請書等に記載した事項に <u>変更がない</u> 場合	・名古屋市産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式） ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2） ※訪問型に従事する助産師の変更や通所型のスペースに変更がある場合は、 (2) <u>エ</u> <u>その他以下の変更事項がある場合</u>をご参照ください。
(2)制度改正時に、当初の申請書等に記載した事項を <u>変更する</u> 場合 <u>ア 宿泊型又は通所型を追加</u>	・名古屋市産後ケア事業登録申請書（登録実施要綱 第 11号様式） ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第 12号様式） ・事業実施施設の図面（個室の面積を記載） ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）
<u>イ 訪問型を追加</u>	・名古屋市産後ケア事業登録申請書（登録実施要綱 第 11号様式） ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第 12号様式） ・訪問型に従事する助産師の名簿 ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）
<u>ウ 登録サービスの一部を削除</u>	・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第 12号様式） ・名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式） ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2） ※【例】宿泊型、通所型を登録しているが、通所型を削除し、宿泊型のみ継続するとき

制度改正後の意向	提出書類
エ その他以下の変更事項がある ①通所型において、固定型のパーテーション等で区切られたスペースを追加するとき	- 産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式） - 名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式） - 事業実施施設の図面 ※医療法の届出をしている各保健センター（保健所）へご相談の上、必要な届出をしてください。医療法における病院、診療所、助産所の届出等をした場合は、その写しもご提出ください。 - 事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）
②訪問型に従事する助産師を増員するとき 名簿の様式の指定はありません。	- 産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式） - 名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式） 訪問型に従事する助産師の名簿 - 事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）
(3)制度改正時に、登録サービス全てを辞退される場合	名古屋市産後ケア事業登録辞退届（登録実施要綱 第15号様式）

新規での契約を希望の場合

7月7日より公開中の募集要項、仕様書等を確認のうえ必要書類を郵送にてご提出ください。

7月17日で現制度での新規契約受付は終了します。

9月中旬以降に予約受付を開始し10月1日より対象者の受け入れを開始したい場合は、8月15日（金）までにご申請ください。

施設一覧の公表

現在、名古屋市公式ウェブサイトへ公開中の事業所一覧に加え、利用希望者がイメージをしやすいうように、個々の事業所紹介ページを掲載します。

指定の様式（仕様書別紙2）で作成したものを子育て支援課までお送り下さい。

＊指定の記載内容は以下の通り。

- ①事業所名
- ②事業所の所在地（訪問型が所在区で可）
- ③実施しているケア
（宿泊型・通所型・訪問型のいずれかを記載）
- ④受け入れ可能な月齢、多胎児の受け入れ可否、
訪問型は訪問可能地域を記載
- ④申し込み方法
- ⑤問い合わせ先
（事業所の電話番号やホームページURLなど）
- ⑥その他
（オプションなど事業所ごとの取り組み内容など）

マミーケアプラス病院

（名古屋市中区〇〇町〇丁目〇）



実施しているケア

宿泊型

受け入れ可能な月齢、多胎児の受け入れ

0～5か月くらいまで、多胎児可

申し込み方法

電話にて3階産婦人科病棟へ
「産後ケア事業について」とお伝えください。

問合せ

代表 052（〇〇〇）〇〇〇〇。

その他

- オムツ、ミルクの持参が難しい場合は、院内で購入ができます（別途料金が必要です）
- リネン類のレンタル（別途料金が必要です）

事業所紹介ページ例

マミーケアプラス助産院 (名古屋市中区〇〇)



実施しているケア

通所型・訪問型。

受け入れ可能な月齢、多胎児の受け入れ

0～1歳以内、多胎児可

申し込み方法

ホームページの予約フォームから申し込み

問合せ

090-〇〇〇-〇〇〇〇 (9時～17時)

その他

●アロママッサージ、整体の施術をご希望の場合は別途料金がかかります

●English OK

出張専門助産師〇〇 (名古屋市〇区〇〇)



実施しているケア

訪問型

受け入れ可能な月齢、多胎児の受け入れ

0～1歳以内、多胎児可

申し込み方法

電話にて申し込み（受付時間13時～17時）

電話番号：090-〇〇〇-〇〇〇〇

問合せ

電話番号090-〇〇〇-〇〇〇〇

その他

産後直後の授乳支援、授乳トラブル、離乳食、卒乳や仕事復帰など、お母さんのお話を伺いながらサポートします。

変更時期

新制度での**利用は令和7年10月1日（水）**より開始

対象者からの**利用申請の受付は令和7年9月1日（月）**より開始

9月中旬頃から予約の受付ができるよう準備をお願いします。

問い合わせ

詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの募集要項、仕様書等をご覧ください。

契約内容やサービス内容、産後ケア事業全般についてのご質問は、
下記【質問フォーム】にて受付けます。

お返事には数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【質問フォーム】 <https://logoform.jp/form/mX9C/1110394>



★おすすめプラン

◆組み合わせプラン

生後0～1か月頃

退院後すぐに宿泊型を2泊3日
利用して相談と休息

生後2か月頃

助産師さんに2回訪問に
来てもらって授乳の相談

生後6か月以降

月齢に合わせた1日の過ごし方や寝かし
つけ方について、1日ゆっくり過ごしな
がら育児相談

宿泊型で3日



訪問型で2日



通所型で2日



合計7日間

◆お子さんの月齢に合わせたプラン

退院後～生後4か月頃

★宿泊型

退院後すぐは不安でいっぱい。
相談しながら育児に慣れていく
ことができます。

退院後～生後12か月頃

★通所型

日ごろの育児の悩みをゆっくり相談したり、家事などに追われず、
お食事を取ったり、赤ちゃん向き合う時間を作ることができます。

退院後～生後12か月頃

★訪問型

退院してすぐは授乳がうまくできているかの相談や1日のリズムの
作り方のアドバイス、5か月頃からは離乳食も始まるのでミルクの
量は？などの相談も。卒乳を1歳頃で考えている方は卒乳の仕方を
聞いたり乳房のケアなども相談できます。

7日間を自分の状
況に合わせて上手
に使いましょう。

なごや Mommy Care⁺

マミーケアプラス

